

滋賀県学校教育情報化推進計画（骨子案）について

1 策定の趣旨

「滋賀県学校教育情報化推進計画」は、「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例（令和4年滋賀県条例第4号）」の基本理念を踏まえ、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和4年度末（令和5年3月27日付）に策定された。

令和7年度末で「滋賀県学校教育情報化推進計画（以下「推進計画」という。）」が計画期間の終期を迎えることに伴い、次期計画の策定を行う。

2 計画の枠組

(1) 計画の位置づけ

- ・「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」第6条第1項に基づく学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画
- ・「学校教育の情報化の推進に関する法律」第9条第1項に基づく地方公共団体における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画（努力義務）

(2) 計画期間

令和8年度（2026年度）から令和10年度（2028年度）までの3年間
 （技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえて設定）

3 次期計画策定のポイント

- ・国の最新の動向も踏まえ、情報活用能力の育成を強化する。
- ・新たに、生成AI、データサイエンスにかかる施策を追加・拡充する。
- ・子どもたちからの意見も踏まえ、情報モラル教育等の施策を強化する。

4 スケジュール（予定）

令和7年7月4日	教育委員会
7月8日～16日	子どもからの意見聴取
8月6日	第1回学校情報化連携推進会議（骨子案）
9月30日	教育委員会（骨子案）
10月10日	常任委員会（骨子案）
10月中旬	第2回学校情報化連携推進会議（原案）
11月18日	教育委員会（原案）
11月下旬	各市町、関係者意見照会
12月下旬	常任委員会（原案）
令和8年 1月中旬	県民政策コメント
3月上旬	常任委員会（最終案報告）
3月25日	教育委員会（計画附議）
3月下旬	計画策定・公表

骨子案 次期滋賀県学校教育情報化推進計画について ～生きる力を育む情報活用能力の育成～



滋賀県教育委員会

1 計画策定にあたって

趣 旨	「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」の基本理念を踏まえ、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため計画を策定する
位置づけ	「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」第6条に基づく推進計画、「学校教育の情報化の推進に関する法律」第9条に基づく地方公共団体の計画
期 間	3年(令和8年度から令和10年度) 技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえ、必要に応じ随時見直し
計画の対象	本計画では、県が県立高等学校、県立中学校、県立特別支援学校の学校設置者の責務として実施する、学校教育の情報化の推進に関する方針・施策等に加え、市町との連携・協力・支援に関すること、教職員の研修や資質向上に関すること、その他関係機関等との連携を推進する

2 学校教育の情報化の現状と課題

(ア)指標の進捗状況 ※これまで、目標を達成するため、教育委員会事務局各課が、講ずべき施策に取り組み、次の指標の結果を得ているところ。

【指標①】前年度にICT機器を活用した授業を1クラス当たりほぼ毎日行った割合



【指標②】授業にICTを活用して指導できる教員の割合



【指標③】情報活用の基礎となる知識や態度について指導できる教員の割合



(イ)国・県の動向

- (国)・情報活用能力の抜本的な向上
- ・情報モラル教育の充実
 - ・ガイドラインに沿った生成AIの活用
 - ・教育データの利活用
 - ・学習者用デジタル教科書の効果的な活用
 - ・GIGAスクール構想(第2期)の取組

- (県)・「第4期滋賀県教育振興基本計画」
- 柱Ⅰ「夢と生きる力を育む」において
- 「…情報および情報手段を適切かつ効果的に活用する能力を育む」
- 柱Ⅱ「学びの基盤を支える」において
- 「…教育活動へのICT活用を推進し、学びへの最大限の効果を発揮することができるよう取り組む」

(ウ)これまでの取組の主な成果

I. ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

- ・1人1台端末(生徒用、教員用)の整備
- ・有効活用できるアプリケーションの充実・活用
- ・情報モラル教育の実施
- ・著作権への理解の促進

II. 教職員のICT活用指導力の向上

- ・ICT活用ガイドブックの活用・改定
- ・総合教育センターにおけるICT研修の促進
- ・実践事例の収集と優良事例の周知
- ・情報モラル研修の実施
- ・著作権への理解の促進

III. ICTを活用するための環境の整備

- ・高速通信回線(1Gbps)の整備
- ・プロジェクタ等のICT環境の整備
- ・特別支援学校における入出力支援装置の配備
- ・1人1台端末の整備に伴う経済的に困窮する世帯等に対する支援
- ・授業支援ソフトウェアの導入

IV. ICT推進体制の整備と人材の確保

- ・市町教育委員会との協力・連携
- ・「情報」免許を保有する教員の確保
- ・統合型校務支援システムの運用
- ・採点支援システムの導入・利活用

(エ)現行の課題

児童生徒のICTに関する資質・能力

- ・デジタル化を含め急激に変化する社会の中、児童生徒の情報活用能力の育成が不可欠
- ・誰もが自分らしく学ぶことができるようICTの特性・強みを最大限活用することが必要
- ・情報モラルや情報リテラシーの習得が必要
- ・生成AIに関する基本的な考え方と利活用の推進が必要
- ・データを用いた課題解決能力の育成が必要

教職員の指導力

- ・授業にICTの活用ができる教員の割合は県全体では全国平均より低い
- ・学校や個々の教職員の間のICT活用状況にばらつきがある
- ・個別最適な学びや協働的学びの一体的な充実にICTを積極的に活用することが必要
- ・生成AIに関する考え方と利活用の推進が必要
- ・教育データの利活用研修の充実が必要

ICTの環境整備

- ・次世代校務DXを推進するため、ネットワークの統合を含めた新たなネットワーク需要等を踏まえた適切なICT環境整備が必要
- ・個人情報の適正な取扱いと情報セキュリティの確保

学校における働き方改革と組織・体制

- ・ICTを有効活用した校務効率化により教職員の多忙化の解消が必要
- ・特定の情報担当教員等への業務負担の偏りが発生
- ・生成AIの利活用による業務支援の推進が必要

3 基本方針

【目的】

次代の社会を担う児童生徒の生きる力を育む学びの実現

【策定の方向】

将来の予測が難しい社会で生きていくために必要な知識・技能の1つである情報活用能力に加え、生成AIの知識や情報モラルを身に付けることができるよう、国の動向や子どもたちからの意見も踏まえ、関係機関等と連携しながら、滋賀県の学校教育における情報化の推進に取り組む。



5 施策の柱、施策の目標、講ずべき施策

※(新):新規、(拡):拡充

4 目標

項 目	現 状→目 標	
(指標①) 前年度にICT機器を活用した授業を1クラス当たりほぼ毎日行った割合（全国学力・学習状況調査）	小 82.3%(R6) →100.0%	高 92.2%(R6) →100.0%
	中 88.7%(R6) →100.0%	特 84.2%(R6) →100.0%
(指標②) 授業にICTを活用して指導できる教員の割合 [[できる][ややできる]の割合] (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	小 83.8%(R5) →95.0%	高 82.6%(R5) →95.0%
	中 79.0%(R5) →95.0%	特 61.3%(R5) →95.0%
(指標③) 情報活用の基盤となる知識や態度について指導できる教員の割合 [[できる][ややできる]の割合] (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	小 90.9%(R5) →100.0%	高 89.4%(R5) →100.0%
	中 86.3%(R5) →100.0%	特 71.9%(R5) →100.0%

柱
目標

講ずべき施策

I. 児童生徒の情報活用能力の育成

情報技術の適切な取り扱いや特性の理解により情報活用能力の育成を図る

①ICTを主体的に活用できる態度の育成

- ・ICTの活用の日常化を図るための仕掛けと工夫
- ・校種や各教科の特性に応じた、適切な場面でのICT活用
- ・小中学校におけるデジタル教科書の効果的活用
- ・コミュニケーション能力育成のためのプレゼンテーションの機会や報告会の確保
- (拡)データサイエンス能力の育成と深化
- (新)デジタルリテラシーの適切な取り扱いの推進
- (新)生成AIの特性の理解の促進

②情報モラル教育の充実

- ・外部講師による児童生徒へのSNSを含む情報モラル講座の実施
- ・教職員による情報モラル教育の充実
- ・デジタル・シティズンシップの観点をふまえた情報活用能力の育成の充実
- (拡)プライバシー保護や著作権への理解の促進
- (新)生成AIのリスクの理解の促進

③特別な配慮を要する児童生徒のICT機器の利活用

- ・有効活用できるアプリケーションの充実・活用
- ・長期入院等に関わるICT機器の活用
- ・遠隔教育に関する関係機関との連携

④プログラミング的思考の育成

- ・発達段階に応じた系統的なプログラミング学習
- ・高校生による小学生へのプログラミング教室

⑤健康面への配慮

- ・健康に留意したタブレット端末等の利用についての啓発・指導

II. 教職員のICT活用指導力の向上

教職員のICT活用指導力の向上や意識改革、技術的支援により指導体制の強化を図る

①ICTを活用した指導方法等の普及

- ・ICT活用ガイドブックの改定
- ・動画サイトでの教科別活用事例の紹介など
- (拡)総合教育センターにおける生成AI・データサイエンスを含む研修の充実
- ・実践事例の収集と優良事例の周知
- ・指導者用デジタル教科書の活用

②学校の教職員の資質の向上のための研修の実施

- ・情報モラル研修の充実
- (拡)総合教育センターにおける生成AI・データサイエンスを含む研修の充実
- ・ICTや情報・教育データの利活用研修の充実
- ・プログラミング研修の実施
- (拡)プライバシー保護や著作権への理解の促進
- (新)生成AIのリスクの理解の促進

③調査研究等の推進

- ・デジタル教科書の効果的な活用の研究
- ・「個別最適学」協働的な学び」に有効なアプリケーションソフトについての研究
- ・デジタル・シティズンシップの観点を踏まえた教育の研究
- ・教員の働き方改革および児童生徒の発達段階や情報活用能力の育成状況を踏まえた生成AIの利活用の研究

III. ICTを活用するための環境の整備

端末やネットワーク環境等の学校ICT環境の整備を一層推進する

①県立学校におけるICTの活用のための環境整備

- (拡)校務ネットワークと教育ネットワークの安定的な運用管理
- ・学校ネットワーク環境の改善
- ・特別支援学校における入出力支援装置の配備
- ・1人1台端末整備に伴う経済的に困窮する世帯等に対する支援

②学習の継続的な支援のための体制の整備

- ・1人1台端末の活用を支える授業用支援ソフトの運用・管理
- ・オンライン授業やICTを活用した海外との交流の促進
- ・特別支援学校と市町立学校の連携に伴うICT活用の推進
- (拡)不登校生徒に対するICTを活用した学習活動等への支援の検討
- ・滋賀県総合教育センターの環境整備の検討

③個人情報の保護

- ・新たな学校教育セキュリティポリシーの策定
- ・情報セキュリティに関する技術的対策の充実
- ・サイバーセキュリティ教育の実施

IV. ICT推進体制の整備と人材の確保

ICTを活用した校務の効率化や働き方改革を推進する

①ICT推進体制の整備

- ・学校教育DXポータルサイトの構築
- ・大学、ICT関連企業等との連携
- ・市町教育委員会との協力・連携

②人材の確保

- ・「情報」免許を保有する教員の確保
- ・ICT担当者の負担軽減のためのAIチャットボットの充実

③ICTを活用した校務の改善

- (新)クラウド環境を前提とした次世代校務DXの取組の強化の検討
- ・統合型校務支援システムの運用
- ・採点支援システムの更新
- ・学校横断による教材の共有化
- (新)校務における生成AIの利活用

④県民の理解と関心の増進

- ・「教育しが」への掲載をはじめとする広報の充実
- ・学校、保護者、市町との連携によるインターネット利用に関する家庭教育学習講座の開催

※デジタル・シティズンシップ…情報技術の利用における適切で責任ある行動規範